

○大蔵委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名			付委員会 託会	参議院
		衆	院議先		
1	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案	空、ヤ六	空、ハ三	可 空、ハ七 決	議委員会 決会
2	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案	ヤ六	ハ三	可 空、ハ六 決	議本会議 決会
3	所得税法等の一部を改正する法律案	ハ三	ハ三	可 空、ハ九 決	付委員会 託会
4	抵当証券業の規制等に関する法律案	(予) 九、四	九、四	可 九、九 決	衆議院
5		九、四	九、四	可 九、九 決	
6		九、四	九、四	可 九、九 決	
7		九、四	九、四	可 九、九 決	
8		九、四	九、四	可 九、九 決	
9		九、四	九、四	可 九、九 決	

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第一号）	本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子の貸付制度を創設することとし、そのための必要な事項を定めようとするもので要旨
---	---

ある。

その主な内容は次のとおりである。

一、国の無利子貸し付け

国は、当分の間、次の三つのタイプの事業を対象とした無利子貸付制度を創設することとする。

(1) 地方公共団体以外の者が、国の負担・補助を受けず

に実施する公共の用に供する施設を整備する事業その他

の公共的な建設の事業（以下「公共的建設事業」と

いう。）のうち、当該事業による収益をもつて、その事

業に要する費用を支弁することができると認められる

もの。

(2) 地方公共団体等が実施する公共的建設事業のうち、

一定の区域の整備・開発の事業の一環として一体的かつ緊急に実施する必要があるもの。

(3) 地方公共団体の出資・拠出に係るいわゆる第三セク

ター方式の法人が行う民間の活力を活用した一定の事業で、それにより整備される施設がその周辺地域に適切な経済効果を及ぼすと認められるもの。

なお、(3)については、当該資金を日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫を通じて資金の

貸し付けを行うこととする。

二、無利子貸し付け対象事業に係る国の負担金等の交付

(2)のタイプの事業に充てる資金を地方公共団体等に無利子で貸し付けた場合には、当該対象事業に係る国の負担・補助については、貸付金の償還時において行う。

なお、(2)のタイプの事業における無利子貸付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用する等を定めることとする。

三、繰入規定

無利子貸付金の資金は、国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業投資特別会計に新たに設ける社会資本整備勘定に繰り入れることができることとする。

四、本改正による予算措置

昭和六十二年度一般会計補正予算において国債整理基金特別会計から四千五百八十億円を受け入れることとし、同金額に事務費千百七十八万円を加えた金額を産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子貸付制度を創設するとともに、その財源措置その他、同制度の運用に関し、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、先に申し述べました特別措置法に定める措置を実施するために必要な関係法律の整備を図るため、奄美群島振興開発特別措置法等四十五法律について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行いましたところ、本資金の活用のあり方として、無利子貸付制度によって社会資本整備を促進することの妥当性、特例公債の現行六十年償還ルール圧縮の必要性及び所得税減税財源に充当することの可否の問題が、また、現在の敵

しい財政事情からみた六十五年度を目標とする財政再建計画の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両法律案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民會議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、昭和六十三年度以降の日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用に当たっては、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均てんするよう配意すること等、五項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備特別措置法」という。）に定める国の無利子貸付制度を創設するため、港湾法等関係法律四十五本について所要の改正を行うものである。

その主な内容は次のとおりである。

一、収益を生ずる公共的建設事業

国は、当分の間、地方道路公社等に対して、収益を生ずる公共事業（社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する事業）に要する費用に充てる資金として、道路整備特別措置法等関係三法律を改正し、それぞれに無利子で貸し付けができる制度を設ける。

二、通常の公共的建設事業

国は、当分の間、地方公共団体等に対し、国の負担または補助に係る通常の公共事業（社会資本整備特別措置

法第二条第一項第二号に該当する事業）に要する費用に充てる資金として、港湾法等関係三法律を改正し、予算の範囲内において、当該事業に係る国の負担金または補助金に相当する金額を無利子で貸し付けることができる制度をそれぞれの法律に設ける。

なお、当該貸し付けの対象である事業に係る国の負担または補助については、その貸付金の償還時において、償還金相当金額を補助金として交付することにより行うものとする。

三、公共的民活建設事業

北海道東北開発公庫法、沖縄振興開発金融公庫法及び日本開発銀行法を改正し、これらの法律に基づく金融機関が、当分の間、いわゆる第三セクター方式で行う民活事業（社会資本整備特別措置法第三条第一項に該当する事業）に要する資金として貸し付けを行うときは、当該第三セクターに対し無利子で貸し付けることができる制度を設ける。

四、その他

前記一及び二に該当する事業への無利子の貸し付けに関する経理を行う道路整備特別会計法等六特別会計（産

業投資特別会計を除く。)の經理に係る規定の整備を行う。

なお、この法律は、公布の日から施行し、道路整備特別会計等六特別会計に係る法律の改正規定は昭和六十二年度の予算から適用する。

委員長報告

四六ページ参照

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

要旨

本法律案は、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法、たばこ消費税法、取引所税法、有価証券取引税法、国税通則法、租税特別措置法等の一部を改正しようとするものである。

なお、衆議院において、所得税の最低税率の適用対象所得の範囲の拡大等の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

一、所得税負担の軽減・合理化

1 中堅所得者層の税負担の状況にかんがみ、最低税率の適用対象所得区分の上限を、現行五十万円から百五十万円(政府原案は百二十万円)に引き上げるとともに、税率適用区分を現行十五段階から十二段階(政府原案は十三段階)とするほか、新たに十六万五千円の配偶者特別控除を設ける。

2 紹与所得者について、特定支出の額が紹与所得控除額を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。とする。

3 老年者控除を五十万円(現行二十五万円)に引き上げるとともに、公的年金等に対する課税について、老年者年金特別控除及び紹与所得控除の適用にかえ、新たに公的年金等控除を設ける。

二、利子課税等の見直し

1 少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度及び少額公債の利子非課税制度を、老人等に対する利子非課税制度に改組することとし、これら以外の利子所得に対しては源泉分離課税(税率は一五%)を行うこととする。

2 勤労者財産形成（年金）貯蓄に対する非課税制度を、

住宅及び年金にかかる貯蓄契約に限定し、一般の財形貯蓄の利子等に対しては源泉分離課税（税率は一五%）を行う（政府原案は、住宅・年金両貯蓄契約の利子等に対し三・七五%）。

3 利子所得に対する所得税の課税のあり方については、

総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする（衆議院修正により追加）。

三、資産性所得に対する課税の適正化

1 土地税制について、时限的措置として、所有期間二年以下の土地等を譲渡した場合の譲渡益に対する重課の特例等を設けるとともに、所有期間が五年を超える一定の土地等を譲渡した場合の譲渡所得を長期譲渡所得とする等の措置を講ずる。

2 有価証券の譲渡益課税について、先物取引による所得をその課税対象に加える（継続取引の基準となる現行の「売買回数五十回以上かつ売買株数二十万株以上」の基準を「三十回以上かつ十二万株以上」とする改正は政令で定める）。

四、間接税等その他の改正

たゞこ消費税については、税率等の特例措置の適用期限の延長、取引所税及び有価証券取引税については、税率の見直しをそれぞれ行うほか、土地に関する所有権の移転登記等に対する登録免許税の負担強化、各種加算税の割合の引き上げ等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

本法律は、原則として昭和六十二年十月一日から施行することとしているが、給与所得者の特定支出の控除の特例の創設、公的年金等の課税に関する改正等については昭和六十三年一月一日から、利子課税の改正は同年四月一日（政府原案は同年一月一日）から、それぞれ施行する等、改正内容にあわせて施行期日を定めている。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度の所得税減税の総額は、一兆五千四百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみ、その一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法を初めとしてたゞこ消費税法、取引所税法、有価証券取引税法、租税特別措置法等の一部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、所得税の税率構造見直しの妥当性、マル優等非課税貯蓄制度の見直しを本改正案に織り込んだ理由、マル優等の適用対象となる老人の範囲を、六十五歳以上から六十歳以上に拡大することの必要性、原則として総合課税とされている利子所得を一律分離課税とすることの当否、有価証券のキャピタルゲインを原則課税化するための所得捕捉体制確立の必要性、土地税制改正による地価高騰抑制の効果等について總理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

本法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る利子非課税制度の対象となる老人

の範囲を拡大すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は、予算を伴うものであり、政府としては賛成いたしかねる旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して鈴木和美委員より、公明党・国民會議を代表して多田省吾理事より、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より、修正案に反対、原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。